

**令和3年第2回
城里町議会定例会議案書
追加議案(令和3年6月15日)**

城 里 町 議 会

発議第 4号

令和3年6月15日

城里町議会議長
関 誠一郎 様

提出者 城里町議会議員
 菌 部 一
賛成者 城里町議会議員
 小 坏 孝
 阿久津 則 男
 河原井 大 介
 三 村 孝 信
 猿 田 正 純
 加藤木 直

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書

上記議案書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

安全・安心の医療・介護の実現と 国民のいのちと健康を守るための意見書（案）

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内でも大きな影響を広げました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすと共に、「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減があります。

21世紀に入り、わずか20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルスと、新たなウイルス感染とのたたかいは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染への対応が必要になることは明らかです。

新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

私たちは、国民が安心して暮らせる社会実現のために、下記の事項を要請します。

記

1. 今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと
2. 公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること
3. 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること
4. 保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること、ウイルス研究、検査・検疫体制などを強化・拡充すること
5. 社会保障に関わる国民負担軽減を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年 月 日

内閣総理大臣	菅	義偉	様
厚生労働大臣	田村	憲久	様
財務大臣	麻生	太郎	様
総務大臣	武田	良太	様

城里町議会議長 関 誠一郎

発議第 5号

令和3年6月15日

城里町議会議長
関 誠一郎 様

提出者 城里町議会議員
 菌 部 一
賛成者 城里町議会議員
 小 坏 孝
 阿久津 則 男
 河原井 大 介
 三 村 孝 信
 猿 田 正 純
 加藤木 直

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書

上記議案書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書（案）

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日に採択された核兵器禁止条約は、2020年10月24日の国連軍縮週間の初日に批准国が50カ国に達し、2021年1月22日に発効しました。被爆者の方々の「こんな思いを他の誰にもさせてはならない」という強い思いが国際社会を動かし、50カ国の達成につながったものと確信します。

批准国は現在57カ国となり、2022年1月にオーストリア、ウイーンの国連事務所で第1回の締約国会議が開催される予定です。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関するあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち町民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

被爆者の心に寄り添い、核兵器のない平和な世界の実現に向けて、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年 月 日

内閣総理大臣	菅 義偉	様
外務大臣	茂木 敏充	様

城里町議会議長 関 誠一郎

発議第 6号

令和3年6月15日

城里町議会議長 関 誠一郎 様

提出者 城里町議会議員 河原井 大 介

賛成者 城里町議会議員 小 坏 孝

城里町議会議員 三 村 孝 信

城里町議会議員 藤 咲 芙美子

城里町議会議員 猿 田 正 純

城里町議会議員 加藤木 直

城里町議会議員 桜 井 和 子

上遠野 修 城里町長の不信任決議（案）について

上記の動議を、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

令和 3年6月15日

上遠野 修 城里町長の不信任決議（案）

本議会は、城里町長上遠野修君を信任しない。
以上、決議する。

令和3年6月15日

城 里 町 議 会

上遠野城里町長は、令和3年5月7日に新型コロナワクチンを極秘に接種していた事が判明し、その開き直り会見が全国ニュースとなった。

ワクチン接種そのものより、その言動が取り上げあげられているにもかかわらず、その後、謝罪もなく自己の正当性を説くばかりである。

この、上遠野町長の言動は今に始まったものではなく、城里議会は町長に対し幾度となく苦言を呈していたが一向に改まる事は無かった。

例を上げると、

- 一、100条委員会が立ち上がったが、アツマーレの芝管理会社について、水戸ホーリーホックと町長とで業者選定の話を進めていた事。
- 一、そのアツマーレの造成の際、追加工事は議決が必要であるにもかかわらず、議会に承認を得ず工事費を支出していた事。
- 一、アツマーレ関連備品も議決事項でありながら、議会の承認を得ていない事。
- 一、議長に何の連絡調整もせず臨時議会の招集を繰り返した事。
- 一、今現在、アツマーレ周辺の除草を開発公社に指定管理させているが、現場の除草作業はおろそかである。これは、開発公社にお金を流す事だけが目的と思われる事。
- 一、介護予防保険事業を開発公社に委託したが、業務実績報告が杜撰であり、報告書に間違いが多数見つかったが、検査もせず証拠書類の検査もさせない。これも開発公社にお金を流す事が目的と思われる事。
- 一、町が修繕すべき物産センター山桜の修繕を、指定管理者である物産センター山桜に資金を出させ業者指定をして修繕をさせた。これは正規な入札逃れと思われる事。
- 一、町長と外郭団体の社長等が同一であり、線引きされていないことにより、強権を発動し身勝手な会社運営をするなど民と官の公平性をゆがめている事。
- 一、町顧問弁護士を利用し、私的な名誉棄損という案件でマスコミや町議会議員などに内容証明郵便を送りつけていた事。
- 一、町職員採用に関してここ数年茨城県の公務員統一試験を経ず、公務員には不必要

な資格を所持していることを理由に社会人枠として採用していた事。

一、さも、財政が豊かであるような広報をし、入園者の見込まれないななかい保育園の建設や、石塚小学校に隣接した2つの学童保育園建設計画など財政状況を顧みない無駄な事業計画を立てている事。

一、管理職手当の不公平見直しを議会全会一致で可決したにもかかわらず、一向に見直す様子がない事。

以上のように、数え上げたらきりが無い。

ここ最近では、意味なく残業をなさいと命じられたり、私生活に介入するというパワハラを受けていると、職員から相談の声も届いている。

このようなことから、町長としての資質に疑問を抱かざるを得ない。数多くの課題を抱える当町リーダーとして、私どもは適任とは考えられず、ここに上遠野町長を信任しないとの結論に至り、不信任決議を提出するものである。